

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の102の2）の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

資産区分	種	類	1					
	構	造	2					
	細	目	3					
	事業の用に供した年月		4					
取得価額	取得価額又は製作価額		5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)		7					
資産区分	種	類	1					
	構	造	2					
	細	目	3					
	事業の用に供した年月		4					
取得価額	取得価額又は製作価額		5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)		7					
資産区分	種	類	1					
	構	造	2					
	細	目	3					
	事業の用に供した年月		4					
取得価額	取得価額又は製作価額		5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)		7					
当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 (7)の計							8	円